

大学設置基準の改正を受けて 公的質保証に何を期待するか

～認証評価を中心に～

前田 早苗

新たな時代を見据えた質保証システムの 改善・充実について(審議まとめ)(2022.3)

- 公的な質保証システム
最低限の水準の厳格な担保
大学教育の多様性・先導性向上のための改善充実
- 質保証システム
大学の自主性・自律性に基づく自己改善を
促進するためのもの

新たな時代を見据えた質保証システムの 改善・充実について(審議まとめ)(2022.3)

○ 公的な質保証システムとは

設置基準、設置認可(ACを含む)、認証評価

一部のシステムに過重な負担がかかることが
ないよう留意

新たな時代を見据えた質保証システムの 改善・充実について(審議まとめ)(2022.3)

2つの検討方針

- ①学修者本位の大学教育の実現
- ②社会に開かれた質保証の実現

4つの視座

- ①客観性の確保
- ②透明性の向上
- ③先導性・先進性の確保(柔軟性の向上)
- ④厳格性の担保

審議まとめに対する 前田の私見(危惧)

- 規制の緩和と大学の自主性・自律性の尊重
(重要)
- 認証評価の責任の増大 (必然)
大学の自主的・自律的な改善による質保証の裏付
- 現在の認証評価制度で対応可能 (?)

5

大学設置基準の主な改正ポイント

- ①総則等理念規定の明確化
- ②教員研究実施組織等
- ③基幹教員制度
- ④単位数の算定方法等について
- ⑤校地、校舎等の施設及び設備
- ⑥教育課程に係る特例制度

6

基幹教員について

(授業科目の担当)

第八条 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として基幹教員(教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員(助手を除く。))であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの(専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。)又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。)に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

7

基幹教員の定義(設置基準第8条より)

- 教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員(助手を除く)
- 当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの(専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。)

又は

- 一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するもの

8

設置基準による基幹教員数

- 別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員数(第十条関係)

備考一

この表に定める基幹教員数の半数以上は原則として教授とすることとし、**四分の三以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員とする**

9

基幹教員の定義(設置基準第8条より)

- 教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員(助手を除く)
- 当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの(専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。) →従来の4分の3でもよい

又は

- 一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するもの
- →従来の4分の1まで可

10

基幹教員制度導入の意義と課題

- 意義

教員が十分に養成されていない成長分野等における民間企業からの実務家教員の登用の促進

複数大学等でのクロスアポイントメント等の進展

- 課題

制度導入の意図とは異なる採用が可能。

→ 基幹教員に関する情報の積極公表

→ 認証評価機関が評価方法を改革？

11

単位の計算方法

第二十一条の2

前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

(授業形態による区別が削除)

※ 第二十五条第一項に規定する授業とは、講義、演習、実験、実習若しくは実技

12

授与する単位の変更について

- 授業科目の性格・内容、授業外に応じた柔軟な単位の設定が可能

→ 認証評価機関は、授業科目、カリキュラム、学位の到達レベルとの関係で適切に設定されていることの確認が必要？

13

教育課程に係る特例制度

認定基準(最低要件のみ)

- 1 教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。
- 2 申請の日の直近の認証評価において適合認定を受けていること。
- 3 申請の日前5年以内において次のいずれにも該当しないこと。

法令違反等、財政状況の健全性悪化、教育条件・管理運営の不適正

14

教育課程に係る特例制度

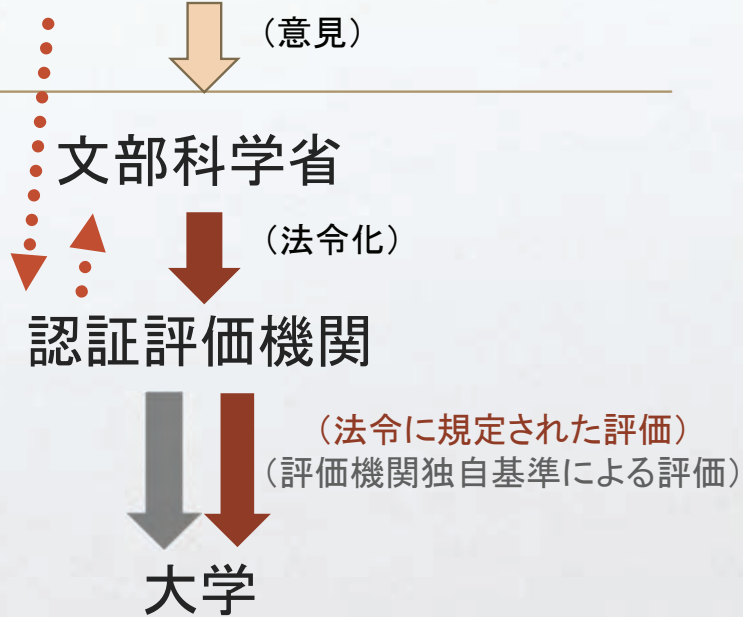
- 有識者会議の審査のためには直近の認証評価では不十分？
 - 認証評価機関は特例制度申請大学のための対応が必要？
- 内部質保証を重視した認証評価の信頼性が問われているのでは？

2 質保証における各機関の役割

3つのポリシー
内部質保証
教学マネジメント
アセスメントポリシー
アセスメントプラン
学習成果の把握・
可視化etc.

中教審答申等

(意見)



17

質保証における役割の不明確さ (学修成果の把握・可視化・評価について)

- 「審議まとめ」

学修成果の把握や評価に関することや研究成果を継続的に生み出すための環境整備や支援の状況に関することについても大学評価基準に追加する。
〈省令改正〉

→ 認証評価機関による評価を規定した細目省令(学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令)が今後改正？

18

質保証における役割の不明確さ

(学修成果の把握・可視化・評価について)

- 中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」(2012.8)

「学修成果を重視した認証評価が行われることが重要」

- 同答申「学士課程の構築に向けて」(2008.12)

国が大学団体等との連携を図りながら進める取組に「学習成果を重視した大学評価の在り方の調査研究、多様な学習アセスメントの研究開発の促進」

国として学習成果評価の調査研究をしてきたのか？

19

学修成果の把握・可視化への大学の取組の通用性は？

- ルーブリック

個々の授業科目の成績評価

学位授与方針の達成度の測定 ← 方法は？

- ディプロマサプリメント

欧州では様式を統一、国境を越えた通用性

日本では大学が独自に設計、役割も変化

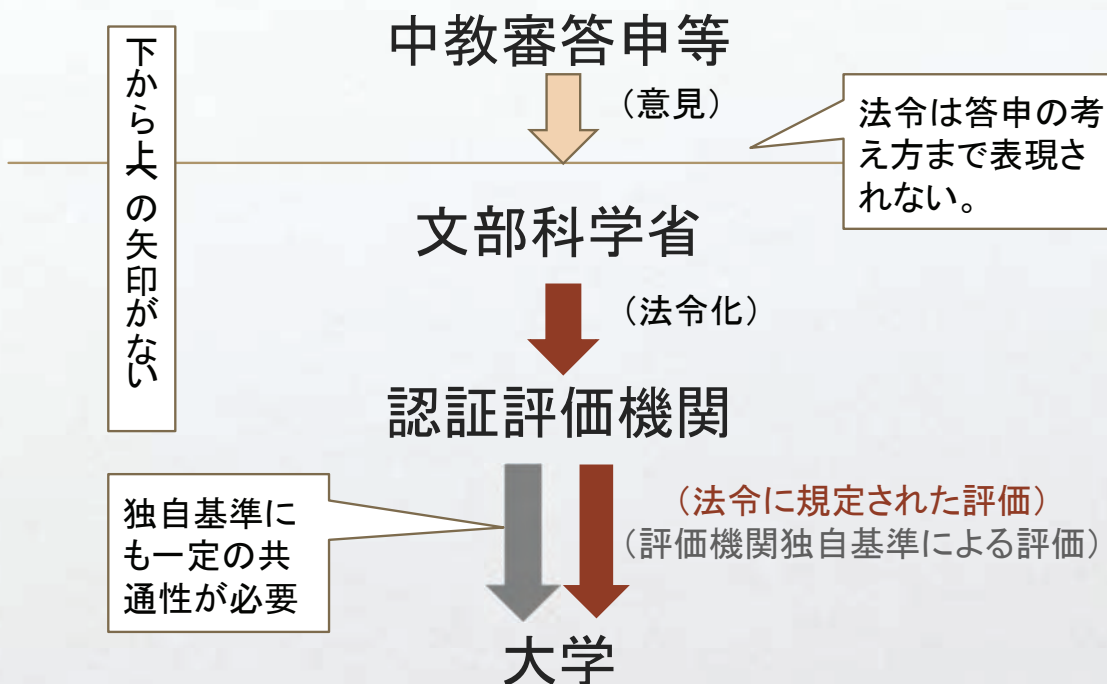
→個別大学を越えた汎用性のある指標が必要ではないか。

20

内部質保証を支援する仕組の必要性

- 認証評価機関の連合組織や大学団体による調査研究
 - ⇒多様な大学が無理なく、形式に終わらずに活用できる情報やツールの収集・開発
 - ⇒実質的な内部質保証の構築

21



22

講師プロフィール

前田 早苗（まえだ さなえ）

千葉大学名誉教授/

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会臨時委員

【略 歴】

- 2000年 3月 桜美林大学大学院国際学研究科 修了
- 1982年 5月 (財) 大学基準協会入局
- 2005年 4月 同上 大学評価・研究部部長 (2007年10月まで)
- 2007年11月 千葉大学教授 (2022年3月退職)
- 2022年 4月 千葉大学名誉教授

委員会活動等 大学基準協会大学評価研究所特任研究員
文部科学省 中央教育審議会臨時委員、専門委員 (大学分科会) ほか
大学改革支援・学位授与機構認証評価委員会委員
大学基準協会正会員資格判定委員会委員

大学設置基準の改正を受けて公的質保証に何を期待するか

千葉大学名誉教授/

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会臨時委員

前田 早苗

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会による「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」が2023年3月に公表され、これに基づき同年9月に大学設置基準の大改正が行われた。設置基準の改正のポイントを確認しつつ、これからの質保証のありかたについて考える。

「審議まとめ」の方向性

「審議まとめ」は、公的な質保証システムは大学教育の多様性・先導性を向上させるために改善・充実されるべきとして、①学修者本位の大学教育の実現と②社会に開かれた質保証の実現の二つの検討方針を示した。①の「学修者本位」は、これまで繰り返し言われてきたことだが、②の「社会に開かれた質保証」では、大学による適切で積極的な情報公表によって大学自身が質保証を行うことを強調している点に特徴がある。

したがってその方針のもとに立てられた4つの視座（客観性の確保、透明性の向上、先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）、厳格性の担保）の中では、「先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）」の記述が多く、設置基準の緩和へと展開されており、公的質保証システムのあり方についてはあまり言及されていない。

大学設置基準の改正への懸念

「審議まとめ」を受けて改正された大学設置基準で最も注目されているのが、基幹教員制度である。「審議まとめ」は、複数の大学や学部で基幹教員となることや民間からの教員登用によって新たな学部・学科、学位プログラムの設置を可能とすることを本旨としている。

しかし、改正設置基準では、従来の必要専任教員数の四分の一については、当該学部の授業を1年に8単位担当すれば基幹教員であると定義されるのみで、設置基準には改正の背景や考え方などが反映されることはない。制度導入の意図とは異なる採用が可能である。

単位の計算方法についても、従来の授業形態による区別が削除され、1単位45時間の範囲で大学が自由に定められることから、授業の目標への到達や授業外学修時間の確保などを考慮せずに単位の設定が安易に行われたいとも限らない。

大学の自主的・自律的な改革を推進することは大変重要ではあるが、その一方で制度改正の趣旨に基づいて大学改革が進行しているのかを外部から確認することが公的質保証として最低限必要ではないだろうか。その意味から、認証評価の果たす役割はさらに大きくなるのは必然である。

質保証における各機関の役割の不明確さ

近年、3つのポリシーの設定をはじめ大学には次から次へと質保証への取組が課せられている。その道筋は、ほとんどが中教審答申等⇒文部科学省⇒認証評価機関⇒大学であり、大学はただ受け入れるしかない。そして今や学習成果が質保証の中心に位置づけられようとしている。

しかし、その学習成果については、中教審答申「学士課程の構築に向けて」（2008年12月）で、国が中心となって学習成果の評価に関わる研究開発を促進するとしていながら、そうした研究が行われないうま今日に至っている。ルーブリックやディプロマサプリメントなどについても、海外の取組として中教審答申等の用語解説で紹介されるのみで、それ以上のことが組織的にはなされていない。

日本の高等教育全体の質の向上と保証のための研究・開発はどういう組織が行うのか、公的質保証においてその役割が明確ではないまま、質保証の仕掛けだけを提示される状況であり、一部の意欲的な大学や人的に余裕のある大学が工夫しながら独自の学習成果把握・測定の実行を行っているのが実情である。こうした個々の大学の取組がそのまま質保証としての社会的・国際的通用性を持つのだろうか。

大学による内部質保証を支援する仕組みが必要

認証評価受審にあたり、質保証への取組を何も実施していない大学はほとんどないだろう。しかし、それは認証評価で合格するためだけの形式的なものになっている大学も少なくないのではないだろうか。ただ義務を課すだけでなく、多様な大学がその特徴を維持しつつ、無理なく活用できる情報の提供、学習成果把握のためのツールの収集・開発といった、大学を支援する仕組みが今からでも必要である。

そのためには、認証評価機関による連合組織（単に大学を評価するだけでなく、質向上のための組織）や大学団体の果たす役割は大きいのではないだろうか。そうした組織が、大学の声を拾い上げ、高等教育政策に現場からの声を活かしていくことを願うばかりである。